

九州産業大学障がいのある学生の支援に関する指針（ガイドライン） 一部抜粋

この指針（ガイドライン）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び関係諸規則に基づき、九州産業大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生に関する修学上の支援（以下「障がい学生修学支援」という。）について、本学の全ての教育職員及び事務職員（非常勤教育職員及び事務職員を含む。）が適切に対応するための必要な事項を定めるものとする。

1. 基本原則

- (1) 本学に在籍する障がいのある学生（学部学生、大学院生、研究生、科目等履修生）が、障がいのない学生と等しい条件のもとで修学できるよう、情報保障や教室へのアクセスの確保を中心に障がい学生修学支援を行うものとする。ただし、他の学生に教育上多大な影響を及ぼすような教育スケジュール等の変更や調整は行わない。

なお、情報保障とは、身体の障がいやコミュニケーション方法の違い等により情報が伝わらない状況に対して、補完手段（ノートテイク、パソコンノートテイク等）を用いて情報を伝え、情報の取得を保障することを言う。

- (2) 障がい学生修学支援の範囲は、修学上の活動や教育環境を対象とし、教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面の配慮についてはこの限りではない。

- (3) 障がい学生修学支援は、権利の主体が学生本人であることを踏まえ、原則として学生又は必要に応じて保証人からの要望に基づき検討するものとする。

- (4) この指針（ガイドライン）で障がい学生修学支援を受ける学生は、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であることを申請し、障がいのある学生の支援に関する委員会（以下「委員会」という。）において配慮等を要する学生として認定された者とする。

なお、障がいとは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害、及び疾病を言う。

2. 障がい学生修学支援内容の決定方法等

- (1) 障がい学生修学支援内容は、原則として入学時又は在籍時に学生又は必要に応じて保証人が担当職員と面談を行い、十分な合意形成・共通理解を図った上で、障がい学生修学支援案を作成し、委員会で審議の上決定する。

なお、この過程で必要に応じて、教員、学校医及び相談員（インクルージョン支援室等）による協議を行い、具体的な障がい学生修学支援案を検討する。

- (2) 委員会での決定に基づき、委員長は当該授業担当者に必要な障がい学生修学支援内容を依頼する。当該授業担当者は、障がい学生修学支援内容における教育の本質、過重な負担、対応可能性を検討した上で、障がい学生に対して合理的配慮を提供する。

なお、合理的配慮とは、障がいのない学生と平等な修学機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、障がい学生に対して必要かつ適当な変更や調整を提供することである。

(3) 授業担当者個人において対応が困難な合理的配慮は、本学全体で連携、協力して対応する。本学全体で対応する合理的配慮の具体例は別表のとおりとし、その他に支援の要望が生じた時は、委員会で審議の上決定する。

3. この指針（ガイドライン）の改廃は、委員会にて決定する。

4. この指針（ガイドライン）に係る事務は、厚生課が行う。

附 則

この指針（ガイドライン）は、令和7年7月18日から施行する。

別表

合理的配慮の具体例	
物理的環境への配慮	教室内の段差の改善等
	障がい学生及び介助者の車両入構及び駐車許可
	式典時の座席指定
	エレベーターの優先レーンの設置
	学内通路の整備（段差の改善等）
意思疎通の配慮	ノートテイク
	パソコンノートテイク
	文字認識ソフトの整備
	手話通訳等の情報保障（式典等）
ルール・慣行の柔軟な変更	電子データ化が可能な教材の提供
	用紙の拡大
	移動、トイレ、食事等生活支援に伴う介助者の入構許可
	拡大鏡・拡大読書器等の使用許可

九州産業大学造形短期大学部障がいのある学生の支援に関する指針（ガイドライン）

一部抜粋

この指針（ガイドライン）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び関係諸規則に基づき、九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）における障がいのある学生に関する修学上の支援（以下「障がい学生修学支援」という。）について、本学の全ての教育職員及び事務職員（非常勤教育職員及び事務職員を含む。）が適切に対応するための必要な事項を定めるものとする。

1. 基本原則

(1) 本学に在籍する障がいのある学生（造形短期大学部学生、研究生、科目等履修生）が、障がいのない学生と等しい条件のもとで修学できるよう、情報保障や教室へのアクセスの確保を中心に障がい学生修学支援を行うものとする。ただし、他の学生に教育上多大な影響を及ぼすような教育スケジュール等の変更や調整は行わない。

なお、情報保障とは、身体の障がいやコミュニケーション方法の違い等により情報が伝わらない状況に対して、補完手段（ノートテイク、パソコンノートテイク等）を用いて情報を伝え、情報の取得を保障することを言う。

(2) 障がい学生修学支援の範囲は、修学上の活動や教育環境を対象とし、教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面の配慮についてはこの限りではない。

(3) 障がい学生修学支援は、権利の主体が学生本人であることを踏まえ、原則として学生又は必要に応じて保証人からの要望に基づき検討するものとする。

(4) この指針（ガイドライン）で障がい学生修学支援を受ける学生は、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であることを申請し、造形短期大学部教授会（以下「教授会」という。）において配慮等を要する学生として認定された者とする。

なお、障がいとは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害、及び疾病を言う。

2. 障がい学生修学支援内容の決定方法等

(1) 障がい学生修学支援内容は、原則として入学時又は在籍時に学生又は必要に応じて保証人が担当職員と面談を行い、十分な合意形成・共通理解を図った上で、障がい学生修学支援案を作成し、教授会で審議の上決定する。

なお、この過程で必要に応じて、教員、学校医及び相談員（インクルージョン支援室等）による協議を行い、具体的な障がい学生修学支援案を検討する。

(2) 教授会での決定に基づき、学長は当該授業担当者に必要な障がい学生修学支援内容を依頼する。当該授業担当者は、障がい学生修学支援内容における教育の本質、過重な負担、対応可能性を検討した上で、障がい学生に対して合理的配慮を提供する。

なお、合理的配慮とは、障がいのない学生と平等な修学機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、障がい学生に対して必要かつ適当な変更や調整を提供すること

である。

(3) 授業担当者個人において対応が困難な合理的配慮は、本学全体で連携、協力して対応する。本学全体で対応する合理的配慮の具体例は別表のとおりとし、その他に支援の要望が生じた時は、教授会で審議の上決定する。

3. この指針（ガイドライン）の改廃は、教授会にて決定する。

4. この指針（ガイドライン）に係る事務は、厚生課が行う。

附 則

この指針（ガイドライン）は、令和8年3月2日から施行する。

別表

合理的配慮の具体例	
物理的環境への配慮	教室内の段差の改善等
	障がい学生及び介助者の車両入構及び駐車許可
	式典時の座席指定
	エレベーターの優先レーンの設置
	学内通路の整備（段差の改善等）
意思疎通の配慮	ノートテイク
	パソコンノートテイク
	文字認識ソフトの整備
	手話通訳等の情報保障（式典等）
ルール・慣行の柔軟な変更	電子データ化が可能な教材の提供
	用紙の拡大
	移動、トイレ、食事等生活支援に伴う介助者の入構許可
	拡大鏡・拡大読書器等の使用許可